

十一
十二

の 経 利
払 過
込 利
み 子 率

(一) 年一・三パーセント
に 各 募 集 取 扱 機 関 は、払 込 金 額
に 加 え、次 の 算 式 に よ り 算 出
し た 金 額 を 第 十 八 号 に 規 定 す
る 期 日 に 払 い 込 む も の と す
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{1.3}{100} \times \frac{14}{365}}$$

(二) 発行時において、その利子
に 係 る 所 得 税 が 源 泉 徴 収 さ
れ る も の と し て 振 替 口 座 簿
中 の 口 座 に 記 載 又 は 記 録 さ
れ る も の に つ い て は、前 記
の 算 式 に よ り 算 出 し た 金 額
か ら 当 該 金 額 に 百 分 の 二 十
を 乗 じ た 金 額 (た だ し、当 該
国 債 を 発 行 時 に お い て 取 得
す る 者 が 非 居 住 者 又 は 外 国
法 人 で あ る 場 合 に は、前 記
の 算 式 に よ り 算 出 し た 金 額
に 当 該 非 居 住 者 又 は 外 国 法
人 が 適 用 を 受 け る 所 得 税 の
税 率 を 乗 じ た 金 額) を 控 除 す
る こ と が で き る。

十三
初期利子

平成二十一年九月二十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う(以
下、次号及び第十五号において
規定する期日について同じ)。

$$\text{額面金額} \times \frac{1.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

第十四 第二期以後の利子

第十四 償還期限

第十五 償還金額

第十六 元利支

第十八 払込期日

毎年三月二十日及び九月二十日を以て、その日以前六月間に属する

平成三十一年三月二十日

平成二十一年四月三日

日本銀行

額面金額

百円につき百円